

令和3年度国民健康保険料算定にかかる概念図及び基礎数値(特別区全体)

●本則

◆基礎分

B 国保事業費納付金(基礎分)			D 特定健診諸費	F 出産諸費・葬祭諸費・保健事業費	G その他条例減免等
C 国特別調交・都繰入金・波及増・保険者支援制度	E 保険者努力支援制度	X 過年度保険料収納見込	H 賦課総額(※) <B+D+F+G-C-E-X>		

◆後期高齢者支援金分

J 国保事業費納付金(支援金分)		
K 保険者支援制度等	Y 過年度保険料収納見込	L 賦課総額(※) <J-K-Y>

◆介護納付金分

P 国保事業費納付金(介護分)		
Q 保険者支援制度等	Z 過年度保険料収納見込	R 賦課総額(※) <R-Q-Z>

※いずれの賦課総額も保険料未収納分は被保険者に負担していただくことを前提としているため、これらを標準的な収納率で割り返したものが本則の賦課総額となる。

●特別区(統一保険料方式)

※令和3年度は激変緩和措置(V・U・W)の割合を据え置くこととしたため、令和2年度と同じく納付金に0.96を乗じている。

◆基礎分

← 本来の国保事業費納付金(100%) →						
B' 納付金 × 0.04	B 国保事業費納付金(基礎分) × 0.96			D 特定健診諸費	F 出産諸費・葬祭諸費・保健事業費	G その他条例減免等
V 区繰入金(激変緩和)	C 国特別調交・都繰入金・波及増・保険者支援制度	E 保険者努力支援制度	H 賦課総額 <B+D+F+G-C-E>			

◆後期高齢者支援金分

← 本来の国保事業費納付金(100%) →		
J' 納付金 × 0.04	J 国保事業費納付金(支援金分) × 0.96	
U 区繰入金(激変緩和)	K 保険者支援制度等	L 賦課総額 <J-K>

◆介護納付金分

← 本来の国保事業費納付金(100%) →		
P' 納付金 × 0.04	P 国保事業費納付金(介護分) × 0.96	
W 区繰入金(激変緩和)	Q 保険者支援制度等	R 賦課総額 <R-Q>

※いずれの賦課総額も、保険料未収納分は発生しない前提としているため、収納率での割り返しはしない。

※各項目(経費)の具体的な見込み額(基礎数値)は次表のとおり。